

令和8年5月24日

柳瀬川町内会会長 竹前栄二
防犯パトロール隊隊長 結川 一義



5月度防犯パトロールの件

梅雨入り間近かとなりましたが如何お過ごしですか。日頃より当町内会の運営に、ご理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。皆様如何お過ごしですか。
「防犯パトロール隊」皆様もパトロール有難うございます。

5月度は大きな事件はありませんでしたが、地域内で「植木鉢」が無くなる案件が数件発生していますので情報共有願います。

★：防犯に関する問題が発生しましたら6班「防犯パトロール隊隊長 結川氏」に相談をお願いします。



人の家の花をとるのは犯罪？ 窃盗罪との関係
人の家の花を無断で持ち帰る行為は、場合によっては犯罪にあたる可能性があります。他人が管理している花は法律上「財物」と見なされます。そのため、正当な理由なく持ち去ると窃盗に問われることがあるのです。

以上